2006年2月7日

産業構造審議会 環境部会廃棄物・リサイクル小委員会「容器包装リサイクル 法の評価検討に関する報告書(案)」への意見

日本生活協同組合連合会

産構審のパブリックコメントは、「1枚に1つの意見を記入」と指定されているため、以下の意見は一つずつ分けて提出します。

1.拡大生産者責任に基づく事業者の役割強化

意見の該当箇所

16 ページ、5.分別収集から再商品化に至るプロセスの高度化と主体間の連携強化の < 対応の方向性 >

意見の概要

役割分担の考え方は変更されませんでしたが、拡大生産者責任に基づく事業者の役割強化が必要であり、そのための検証と検討を行なうことが必要です。

意見および理由

容器包装の3Rを推進し、資源の節約と環境負荷の低減を図る上で最も大きな力(制御可能性)を有するのは事業者です。中間とりまとめにおいては、「事業者は分別収集・選別保管のうち、資源の有効利用のために必要と考えられる分に関して、一定の役割を果たすべきと考えられる」とされていました。最終とりまとめでは、中間とりまとめから内容が変わり、役割分担についての考え方は変更されませんでしたが、拡大生産者責任に基づく事業者の役割強化が必要と考えます。そこで、事業者の役割強化による容器包装の3R促進効果を明らかにするための調査や検証、検討を継続的に行なうことが必要です。

なお、再商品化の合理化・効率化の成果を市町村・事業者の双方に配分する連携の仕組みは、事業者責任の強化という点ではあいまいであり、その効果の検証が必要と考えます。

2. 事業者による自主行動計画の実効性確保

意見の該当箇所

12 ページ、1.事業者による製品の製造・利用段階における 3Rの取組の 推進の < 対応の方向性 >

意見の概要

事業者による自主的取組の実効性を確保するためには、国による積極的な関与と国民への情報提供・公開が重要です。

意見および理由

事業者が容器包装の3Rの取り組みをいかに促進できるかが、今回の法改正のポイントとなっていると考えます。事業者による自主的取り組みについても「自主的」にとどめずに、国が積極的に関与し、効果を確実に上げることが必要です。そうした点で、個別の事業者並びに事業者団体が自主的計画を策定し、計画に基づく取り組みを推進し客観的な評価を行なうことが必要ですが、同時に国が具体的な目標を提示して事業者の取り組みを促進し結果を評価することなどが必要です。また計画や取り組みの結果、評価が国民に情報提供・公開されることが必要です。

3. レジ袋の有料化の実効性確保

意見の該当箇所

13ページ、2.消費者による3Rの取組の推進の<対応の方向性> 意見の概要

レジ袋等の大幅な発生抑制を進めるために、法律に基づく有料化(無料配布の禁止)が必要と考えます。法制化できないのであれば、同様の効果が上がるような強い法的措置が必要です。

意見および理由

全国の生活協同組合の 6 割近い店舗においてレジ袋の有料化を先行して実施しています。レジ袋の削減率は約 8 割となっており、レジ袋の使用量を大きく削減するためには、有料化が有効な手法であることを示しています。

レジ袋の使用量を大幅に削減するためには、法律による有料化(無料配布の禁止)が必要であり、仮にそれが難しいのであれば、同様の効果が上がるような強い法的措置が不可欠です。例えば、国としてレジ袋使用削減の計画を作り、事業者に対してレジ袋削減の目標策定を求め、事業者が確実に有料化を実行し、国がフォローアップする仕組みなどが考えられます。

また、圧倒的多数の小売業者が足並みをそろえて有料化を実施できるように、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、百貨店、専門店などを含めて対象の業態を幅広くすることと、レジ袋だけでなく、紙袋やプラスチックの袋等、レジ袋と同様の機能を持つ袋なども対象とすることが必須です。

4. 関係各主体による継続的な協議の場の設置 意見の該当箇所

17ページ、5.分別収集から再商品化に至るプロセスの高度化と主体間の連携強化の<対応の方向性>。26ページ 終わりに

意見の概要

今回の審議で結論を得られなかった課題の検討、ならびに今後の関係者間の理解促進と連携強化のための場の設置が必要です。

意見および理由

今回の改正後 5 年を目途に、実施状況を踏まえた見直しを行なうことには 賛成します。また「各主体が解決すべき課題について、建設的な協議を行な う場を全国・地域レベルで設けることを検討すべき」とありますが、今回の 審議で結論を得られなかった課題をはじめ、容器包装の3R促進のための関係 者間の意見交換、相互理解と連携強化を促進する場の設置が必要と考えます。

また、最終とりまとめの残された具体的課題(レジ袋の発生抑制のための法的措置、事業者の自主的取り組みの指針等)について、関係者を加えた検討の場を設けることが必要と考えます。